

2023年11月13日

各位

会社名 株式会社フルッタフルッタ
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 長澤 誠
(コード番号: 2586 東証グロース)
問合せ先 管理部 IR担当
(TEL. 03-6272-3190)

**第11回乃至第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行（コミット・イシュー・プログラム）、
第14回及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

**I. 第11回乃至第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行（コミット・イシュー・プログラム）並び
に第14回及び第15回新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当予定先とする第11回乃至第13回新株予約権（以下それぞれを「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」及び「第13回新株予約権」といい、個別に又は総称して「コミット・イシュー型新株予約権」といいます。）並びに当社代表取締役である長澤誠氏（以下「長澤氏」といい、EVO FUNDとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第14回新株予約権及びEVO FUNDを割当先とする第15回新株予約権（以下、それぞれを「第14回新株予約権」及び「第15回新株予約権」といい、個別に又は総称して「随時行使型新株予約権」といい、また、コミット・イシュー型新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しております。また、同取締役会において、金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、本新株予約権の割当てに関する契約（下記「1. 募集の概要 (2) コミット・イシュー型新株予約権の特徴」に記載のコミット・イシュー・プログラムに係る内容を含む。以下「本買取契約（EVO FUND）」といいます。）をEVO FUNDとの間で締結し、また随時行使型新株予約権の割当てに関する契約（以下「本買取契約（長澤氏）」といいい、本買取契約（EVO FUND）とあわせて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を長澤氏との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下の通りお知らせいたします（なお、本書において、今般の本新株予約権による資金調達を総称して「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

なお、本新株予約権の発行は、2023年12月14日開催予定の当社株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、発行可能株式総数を増加させる旨の定款変更に関する議案が承認されること、及び本新株予約権の発行は大規模な希薄化に該当するため本新株予約権の発行（下限行使価額の決定方式等を含む。）に関する議案が普通決議により承認されること等を条件としています。

1. 募集の概要

(1) コミット・イシュー型新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2023年12月15日
(2) 新株予約権の総数	547,200個 第11回新株予約権：182,400個 第12回新株予約権：182,400個 第13回新株予約権：182,400個
(3) 発 行 価 額	総額2,900,160円 第11回新株予約権1個当たり12円 第12回新株予約権1個当たり3円 第13回新株予約権1個当たり0.9円

<p>(4) 当該発行による潜在株式数</p>	<p>54,720,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は各コミット・イシュー型新株予約権につき以下の通りですが、下限行使価額においても、潜在株式数は54,720,000株であります。</p> <p><第11回新株予約権> 当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）</p> <p><第12回新株予約権> 当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、第12回新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日（以下に定義します。以下同じ。）の取引所（以下に定義します。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。</p> <p><第13回新株予約権> 当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、第13回新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。</p> <p>「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。</p>
<p>(5) 資金調達の額</p>	<p>3,614,420,160円（注）</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 第11回新株予約権：66円 第12回新株予約権：66円 第13回新株予約権：66円</p> <p>行使価額の修正 コミット・イシュー型新株予約権の行使価額は、2023年12月18日に初回の修正がされ、以後3価格算定日（以下に定義します。）が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、取引日であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3価格算定日目の日の翌取引日（以下「修正日（コミット・イシュー型）」といいます。）に、修正日（コミット・イシュー型）に先立つ3連続価格算定日（以下「価格算定期間」といいます。）の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額（以下</p>

	<p>「基準行使価額」といいます。) (但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。) に修正されます。</p> <p>また、いずれかの価格算定期間内にコミット・イシュー型新株予約権の各発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合 (取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限 (ストップ安) のまま終了した場合 (取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分 (ストップ配分) で確定したか否かにかかわらずものとする。)</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全てのコミット・イシュー型新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使可能期間	2023 年 12 月 18 日 (当日を含む。) から 2030 年 12 月 17 日 (当日を含む。) までとします。
(9) その他	<p>当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要①行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、EVO FUND が本新株予約権を譲渡する場合に当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本買取契約 (EVO FUND) を締結する予定です。</p> <p>また、第 12 回新株予約権の行使については 2025 年 8 月 19 日以降、第 13 回新株予約権の行使については 2027 年 4 月 20 日以降に行使が可能となる (但し、当社の指示 (以下「行使前倒し指示」といいます。) により前倒しての行使が可能) 旨が本買取契約 (EVO FUND) に規定される予定です。</p> <p>なお、本新株予約権の発行は、①本株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案及び本新株予約権の発行は大規模な希薄化に該当するため本新株予約権の発行 (下限行使価額の決定方式等を含む。) に関する議案がそれぞれ承認されること、並びに②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (当初行使価額にて算定) を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

※コミット・イシュー型新株予約権の特徴

<コミット・イシュー>

当社が各回のコミット・イシュー型新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数 (いずれの回号についても 18,240,000 株) をあらかじめ定め、当該コミット・イシュー型新株予約権の行使が EVO FUND によりコミットされている設計です。例えば、第 11 回新株予約権については、本新株予約権の割当日の翌取引日 (当日を含みます。) より行使期間が開始し、行使期間中の価格算定日の終値の単純平均値の 90% に相当する金額に基づき、本新株予約権の割当日の翌取引日 (当日を含みます。) から、原則として 20 ヶ月以内 (以下「全部コ

ミット期間」といいます。)に、EVO FUNDが必ず第11回新株予約権の全て(18,240,000株)を行使することとされており(全部コミット)(なお、一定の限定的な場合にはコミットが消滅することがあります。詳細は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ① 行使コミット条項<コミット条項の消滅>」をご参照ください。)、これがコミット・イシューの特徴となります。

<コミット・イシュー・プログラム>

コミット・イシューを3回分組み合わせたものが、今般の資金調達(コミット・イシュー・プログラム)の特徴であり、第11回新株予約権と同様に、第12回新株予約権については2025年8月19日(但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日)(当日を含みます。)、第13回新株予約権については2027年4月20日(但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日)(当日を含みます。))から、原則として20ヶ月以内の全部コミットをしております。第12回新株予約権及び第13回新株予約権については、それぞれに係る全部コミット期間が開始するまでは新株予約権の行使はできない設計となっており、これら3回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、今後約5年間に渡って蓋然性の高い資金調達を可能にしています。また、株価状況や資金需要状況によっては、第12回新株予約権及び第13回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、行使前倒し指示をすることができますが、当社が未公表のインサイダー情報を保有していないことが条件となります。なお、行使前倒し指示を行った場合、適時適切に開示を行います。また、各回号のコミット・イシュー型新株予約権につき、それより前の回号のコミット・イシュー型新株予約権が残存している状況で行使前倒し指示がなされた場合、当該行使前倒し指示の対象である新株予約権については、全部行使コミットの規定は適用されません(但し、原則として前の回号の行使が完了する前に行使前倒し指示を行うことは想定しておりません。))。

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行数	182,400個	182,400個	182,400個
発行価額の総額	2,188,800円	547,200円	164,160円
行使価額の総額	1,203,840,000円	1,203,840,000円	1,203,840,000円
行使想定期間	原則発行後から20ヶ月間	原則発行20ヶ月後から20ヶ月間	原則発行40ヶ月後から20ヶ月間
行使価額	3価額算定日間の終値平均の90%	3価額算定日間の終値平均の90%	3価額算定日間の終値平均の90%
全部コミット	20ヶ月以内における新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット	20ヶ月以内における新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット	20ヶ月以内における新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
下限行使価額	36.5円	36.5円	36.5円
当初行使開始予定日	2023年12月18日	2025年8月19日	2027年4月20日
全部コミット完了予定日	2025年8月18日	2027年4月19日	2028年12月19日
取得条項	なし	なし	なし

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる本新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

(2) 随時行使型新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2023年12月15日
(2) 新株予約権の総数	374,000個 第14回新株予約権：187,000個 第15回新株予約権：187,000個
(3) 発 行 価 額	総額 224,400円 第14回新株予約権1個当たり 0.6円 第15回新株予約権1個当たり 0.6円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	37,400,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額はいずれの各随時行使型新株予約権についても当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、2025年12月18日に、当該日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。下限行使価額においても、潜在株式数は37,400,000株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	2,730,424,400円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 第14回新株予約権：73円 第15回新株予約権：73円 随時行使型新株予約権の行使価額は、2024年6月15日に初回の修正がされ、以後2026年6月15日、2028年6月15日、2030年6月15日（以下、個別に又は総称して「修正日（随時行使型）」といいます。）に、当該修正日（随時行使型）の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日（随時行使型）の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日（随時行使型）以降、当該修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額（以下「修正日価額」といいます。）に修正されます。但し、当該修正日価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。
(7) 新株予約権の取得事由	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日の1ヶ月以上前に新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり0.6円の価額（対象となる新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、取得価額を取得時点における時価ではなく払込金額と同額としておりますのは、当該時点における価値算定に係る取得期間や取得費用を考慮したものです。
(8) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、全ての第14回新株予約権を長澤氏に、全ての第15回新株予約権をEVO FUNDに、それぞれ割り当てます。
(9) 権 利 行 使 期 間	2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）までとします。
(10) そ の 他	当社は、長澤氏及びEVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合に当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本

	<p>買取契約を締結する予定です。</p> <p>また、本新株予約権の発行は、①本株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案及び本新株予約権の発行（下限行使価額の決定方式等を含む。）は大規模な希薄化に該当するため本新株予約権の発行に関する議案がそれぞれ承認されること、並びに②金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、大手アマゾンフルーツのサプライヤーであるブラジル連邦共和国パラ州のトメアス総合農業協同組合（以下「CAMTA」といいます。）との日本における輸入独占契約締結を機に、2002年11月に、アマゾンフルーツ冷凍パルプを輸入し、加工販売することを目的として設立されました。以降、当社は、「健康・本物」を基本に据えて、主力商品であるアサイーを中心に、天然のサプリメントといえるアマゾンスーパーフルーツを普及、拡大すべく事業を展開してまいりました。また、当社の取り扱うアマゾンフルーツ原料は、アグロフォレストリー（注1）という農法により生産されたものであり、従来のモノカルチャー（単一栽培）とは異なり多様な作物が栽培され、環境により配慮された持続性（サステナビリティ）の高い経済活動の展開に貢献することができます。当社は、『自然と共に生きる』を創業当時より企業理念とし、地球温暖化対策に貢献すべく、“経済が環境を復元させる事業モデルの構築”を企業コンセプトとして推し進めております。

（注1）「アグロフォレストリー」とは、一般的な単一栽培ではなく、荒廃した土地に様々な種類の樹木や果樹を植え、草原が遷移して森になる自然のシステムを模倣するように農場を構成していく農法（生産システム）です。世界では東南アジア、中南米、アフリカ等で多くの事例があり、それらの多くは伝統農法として地域に根付いています。その中でも、大手アマゾンフルーツのサプライヤーであるCAMTAが実践しているアグロフォレストリーは、商業的に成り立っている数少ない成功例であり、持続可能な農業として世界から注目されています。

上記事業を成功させるために、主に下記の2つの戦略を軸として展開し、環境変化に強いバランスの取れた事業ポートフォリオ経営を推進してまいります。

①アサイーのアジアを中心とした海外事業展開

アサイーの世界市場規模は2023年時点で約10億米ドルと評価されており、約12.5%の年平均成長率で成長し、2036年までに約40億米ドルに達すると予測されています（注2）。世界では、アサイーには血糖値の低下、むくみの軽減、体重の減少等の多大な健康上の利点があるとされており、健康補助食品として消費されることが増えていきます（注2）。さらに、アサイーに含まれるアントシアニンが心臓発作のリスクを軽減するため、アサイーの摂取を推奨する医師もいます（注2）。このような要因から、近い将来、世界のアサイー市場は成長すると予想されています（注2）。

その中でも、特にアジア太平洋地域におけるアサイーの市場規模は、大幅な成長が予測されており、2036年末までに最大10億米ドルの市場規模に達すると予想されています（注2）。成長に寄与する主要な要因は、政府の支援政策に支えられたヘルスケア及び製薬分野の急速な拡大です（注2）。例えば、インド政府は2023年から2024年の組合予算に基づいてヘルスケア分野に約110億米ドルを投資しています（注2）。一方で、後進国又は発展途上国におけるアサイーの使用に関する知識の欠如は、アサイー市場の成長に重大な課題を引き起こす可能性があると考えられます（注2）。また、日本市場においても、近年の

コロナ禍を経て、アサイーの健康価値が再注目され、アサイー市場の再活性の兆しが見えていていると考えております。具体的には、外出機会の増加や健康志向の高まりで、外食業界を中心にアサイーメニューが増加し、アサイーボウルやスムージーが復活する一方で、デザートや惣菜へとアサイーの使用を広げる企業も出てきており、一般食品への新たな広がりを見せております。

当社は、日本におけるアサイーを用いた事業の先駆者として、日本国内におけるさらなる拡大はもちろんのこと、今後はアジアを中心とした世界に向けて、アサイーを中心としたアマゾンフルーツの健康価値の啓蒙普及活動を行うとともに、アサイーを中心としたアマゾンフルーツの原料・製品を販売していき、アジアにおけるメインプレイヤーとなることを目指しております。

(注2) 「世界のアサイーベリー市場に関する調査レポート：予測 2024-2036 年」 SDKI, Inc.

また、当社は、お客様にアサイーの価値を理解し、生活の一部として継続的に消費してもらうため、アサイーの機能性研究を継続しております。その中心となるのが、アサイーの造血機能です。「アサイーは血を増やし貧血を改善するのではないか」と仮説を打ち立て、2018 年に千葉大学と共同で研究を開始しました。実験では、マウスにアサイーを摂取させ、採取した血液を分析することによって検証を行いました。その結果、アサイーを摂取するとマウスの腎臓組織が低酸素状態となり、それによって造血ホルモンのエリスロポエチン (EPO) の分泌が促され、赤血球数が増加することが明らかとなりました。ヒトの造血ホルモンが分泌する仕組みはマウスと共通するため、これによってアサイーはヒトにおける貧血症状の改善効果が期待される素材であることが示唆されました。現在当社では、上記研究結果で得られた価値を機能性表示として多くのお客様へ認知していただくため、ヒトでの臨床実験、原因物質の特定、特許化へ向けた取り組みを進めております。また、世界では、アサイー機能性研究としては、上記造血機能性だけでなく、新型コロナウイルス (COVID-19) に感染した患者の細胞内に生じる NLRP3 誘発性炎症の重症化をアサイーで抑制し得るかの臨床研究をはじめとした、様々な研究が実施されています。当社は、豊富な栄養素を含みスーパーフードとして認知されるアサイーの様々な機能を解き明かし、付加価値として積極的に情報公開していくことで、アサイーをより手に取っていただける商品へと進化させてまいります。

②アグロフォレストリーGX (注3) 戦略 (サステナブルマッチングプラットフォーム構築)

サステナビリティ、SDGs は世界共通ビジョンであり、企業が取り組む意義は非常に大きく、現状の取り組みレベルにとどまらず創造性とイノベーションの発揮が求められていると当社は考えております。しかし、単なる慈善活動や社会貢献活動という捉え方では長続きせず、経済性を向上させるための取り組みでもある必要があると考えております。SDGs に関連した持続可能なビジネスモデルによりもたらされる経済的機会は 2030 年までに年間最高 12 兆ドルとなり、3 億 8 千万人分の雇用を創出する可能性があるとも考えられています (注4)。この SDGs に関連した持続可能なビジネスモデルとは、「食料と農業」、「都市」、「エネルギーと材料」、そして「健康と福祉」の 4 つの経済システムのことです (注5)。これらは実体経済の 60% を占めていると言われております (注4)。その中でも当社の事業に関連する食品については、2023 年時点のエシカル食品 (注6) の世界市場の規模が約 4,502 億ドル (約 63 兆円) となっており、今後も成長を続け、2030 年には 7,294 億ドル (約 102 兆円) に達する見通しとなっています (注7)。国内のサステナブルフード (注5) の市場規模においても、2021 年時点で 1 兆 6,104 億円 (前年比 13.7%増) と推計されています (注4)。今後もサステナブルフード市場の成長は続く予想されており、2030 年には 2 兆 6,556 億円 (注8) ~ 6 兆円 (注7) の規模に達すると見込まれています。

当社は創業から 20 年間掲げている『自然と共に生きる』というミッションのもと、アグロフォレストリーの多様性を活かしたマーケティング活動を継続して行ってまいりました。特に近年、次世代型食料供給産業に注目が集まる中で、近い将来、アグロフォレストリーが国際的な動向でもある「ネイチャーポジティブ」 (注9) の数少ない成功事例となり得ることを鑑み、アグロフォレストリーを中心としたサステナブルマッチングプラットフォーム化に向けた取り組みを進めております。

CO₂削減の観点においては、当社は、昨年から自社品パッケージへの CO₂削減量表示を広げていく中で、その取り組みが注目され、現在では当社が供給した原材料を用いた他社品への CO₂削減量表示を行うこと

も検討されており、今後も広がり期待できます。また、当社のサプライヤーである CAMTA は、アグロフォレストリーを通して減らした二酸化炭素を、炭素クレジットとして発行するプロジェクトをスタートし、テスト的に実施された炭素クレジットは今後も大きな期待が寄せられています。ブラジルは、議長国となる次期 G20 サミットにて、飢餓や気候変動に対する取り組みを世界全体で加速させ、特に先進国にはスピード感を伴った行動を要求すると強調しているのに加え、COP30（注 10）の開催地がアマゾン地域にある同じくブラジルのパラ州の州都ベレンに決定しており、アグロフォレストリーがサステナブルソーシング（注 11）として国際的に注目される可能性も高くなっております。

計画中のプラットフォームは、プラットフォーム上のアグロフォレストリー原料等の商材について CO₂削減量を表示し、購入者によるプラットフォーム上での購入を通じた CO₂削減量が記録され、これを定量的に把握できる仕組みを作ることで、環境貢献に直結するという形を構築することを目指すものです。

気候変動(地球温暖化)に関連した気候関連財務情報開示タスクフォース（以下「TCFD」といいます。）の設立から 8 年が経過し、プライム市場での開示義務化が進む中、TCFD の生物多様性版ともいわれる自然関連財務情報開示タスクフォースへの取り組みが企業活動に求められる状況において、当社では、アグロフォレストリーを「ネイチャーポジティブ」と「CO₂削減」を両立させるソリューションと位置づけ、事業化を通じて課題解決に向け貢献してまいりたいと考えております。

（注 3）「GX」とはグリーントランスフォーメーションをいいます。

（注 4）「サステナブルフードとは？例・市場規模・食の持続可能性を高める 16 の方法」UP FOOD MAGAZINE・株式会社コル

（注 5）「よりよきビジネスよりよき世界 (Better Business, Better World)」ビジネス&持続可能開発委員会 (Business & Sustainable Development Commission)

（注 6）「エシカル食品」及び「サステナブルフード」とは、自然環境や社会問題に配慮した食品をいいます。

（注 7）「消費をのみ込むエシカルの波」日経ビジネス

（注 8）「SDGs 社会に向けて変革するサステナブルフード市場の現状と将来予測」富士経済グループ

（注 9）「ネイチャーポジティブ」とは、企業・経済活動によって生じる自然環境への負の影響を抑え「生物の多様性を維持する」という従来の発想から大きく踏み込んで、「生物多様性を含めた自然資本を回復させる」ことを目指す新たな概念であり、近年、企業経営において重要性を増しています。

（注 10）「COP30」とは、国連気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of the Parties) の第 30 回会議をいい、COP は大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき 1995 年から毎年開催されており、COP30 は 2025 年に開催される予定です。

（注 11）「サステナブルソーシング」とは、持続可能な調達を意味し、社会的、倫理的、環境的なパフォーマンスの要素を調達元の選定に際して考慮し、社会や環境にも有益な調達活動を行うことをいいます。

当社では、海外市場への取り組み及びアグロフォレストリーGX 戦略を含む事業計画（2022 年 3 月期～2026 年 3 月期）を策定し、事業の補強を図っております。2 年目となる 2023 年 3 月期末においては、売上高 804 百万円（前年度：売上高 780 百万円）営業損失 312 百万円（前年度：営業損失 330 百万円）、経常損失 307 百万円（前年度：経常損失 320 百万円）、当期純損失 308 百万円（前年度：当期純損失 322 百万円）となり、ウクライナ情勢・円安等を起因とした物価高騰による家計への悪影響や、欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念等、環境は厳しさが増す状況の中でも、前年度比で増収増益となりました。また、2024 年 3 月期第 2 四半期の業績は売上高 576 百万円（前年同期：売上高 383 百万円）、営業損失 144 百万円（前年同期：営業損失 180 百万円）、経常損失 157 百万円（前年同期：経常損失 182 百万円）及び四半期純損失 157 百万円（前年同期：四半期純損失 182 百万円）であり、前年同期よりさらに損失は減少しております。2024 年 3 月期業績予想は、売上高 1,000 百万円（前年度：売上高 804 百万円）、

営業損失 250 百万円（前年度：営業損失 312 百万円）、経常損失 250 百万円（前年度：経常損失 307 百万円）及び当期純損失 250 百万円（前年度：当期純損失 308 百万円）と予想しております。

しかしながら、当社は、上場以来続く営業損失等の計上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとして継続企業の前提に関する注記を記載しており、2024 年3月期は前年度比で増収増益となり損失の減少が予想されますが、営業損失等の計上が見込まれるため、継続企業の前提に関する注記が記載される見通しです。2023 年3月期の当社のキャッシュ・フローの状況は、営業損失が 312 百万円（売上高 804 百万円、売上総利益 312 百万円に対して、販売費及び一般管理費が 624 百万円）であることを主な要因として営業活動によるキャッシュ・フローが 310 百万円のマイナスであり、投資活動によるキャッシュ・フローは 0.7 百万円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは 0.2 百万円のマイナスでした。当社の2023年3月末の現預金残高は250百万円、2023年9月末の現預金残高は275百万円であり、2020年9月4日を割当日として発行した第10回新株予約権（行使価額修正条項付）において1,683百万円の資金調達を達成しましたが、2023年10月6日をもって行使期間が満了しており、調達予定金額（2021年11月16日の資金使途の変更時の1,885百万円）に対して202百万円下回りました。

かかる状況下において、当社は、近年のアジアをはじめとする世界的なアサイー市場の盛り上がりや今後の成長可能性、また環境に関する国際的な会議の開催とそれに伴うサステナブル関連市場の盛り上がりに合わせて、上記の事業計画をより具体的に、より強固なものとするべく再検討いたしました。そして、海外事業展開及びアグロフォレストリーGX戦略の取り組みを強化し、事業拡大及び収益向上を実現すべく、また第10回新株予約権の調達予定額の不足分（アサイー造血機能性の臨床研究の実施費用、プロモーション費用）を補うためにも、今回の資金調達を行うことといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本資金調達においては、コミット・イシュー型新株予約権の行使により事業運営上優先度の高い資金を調達しつつ、随時行使型新株予約権の行使により事業運営に厚みを持たせるべく、追加での資金を調達していく想定であります。なお、設計の異なる複数の回号の新株予約権を発行することにより、行使タイミングを分散させ、株式価値が希薄化するタイミングの重複が起きづらくなることを意図しております。

コミット・イシュー型新株予約権の特徴は以下のとおりとなります。

<コミット・イシュー>

当社が各回のコミット・イシュー型新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（いずれの回号についても18,240,000株）をあらかじめ定め、当該コミット・イシュー型新株予約権の行使がEVO FUNDによりコミットされている設計です。例えば、第11回新株予約権については、本新株予約権の割当日の翌取引日（当日を含みます。）より行使期間が開始し、行使期間中の価格算定日の終値の単純平均値の90%に相当する金額に基づき、本新株予約権の割当日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として20ヶ月以内（以下「全部コミット期間」といいます。）に、EVO FUNDが必ず第11回新株予約権の全て（18,240,000株）を行使することとされており（全部コミット）（なお、一定の限定的な場合にはコミットが消滅することがあります。詳細は、下記「①行使コミット条項<コミット条項の消滅>」をご参照ください。）、これがコミット・イシューの特徴となります。

<コミット・イシュー・プログラム>

コミット・イシューを3回分組み合わせたものが、今般の資金調達（コミット・イシュー・プログラム）の特徴であり、第11回新株予約権と同様に、第12回新株予約権については2025年8月19日（但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日）（当日を含みます。）、第13回新株予約権については2027年4月20日（但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日）（当日を含みます。）から、原則として20ヶ月以内の全部コミットをしております。第12回新株予約権及び第13回新株予約権については、それぞれに係る全部コミット期間が開始するまでは新株予約権の行使はできない設計となっており、これら3回の新株予約権

の行使可能タイミングを分散することで、今後約5年間に渡って蓋然性の高い資金調達を可能にしています。また、株価状況や資金需要状況によっては、第12回新株予約権及び第13回新株予約権を前倒して行使することが合理的であると当社が判断した場合には、行使前倒し指示をすることができますが、当社が未公表のインサイダー情報を保有していないことが条件となります。なお、行使前倒し指示を行った場合、適時適切に開示を行います。また、各回号のコミット・イシュー型新株予約権につき、それより前の回号のコミット・イシュー型新株予約権が残存している状況で行使前倒し指示がなされた場合、当該行使前倒し指示の対象である新株予約権については、全部行使コミットの規定は適用されません（但し、原則として前の回号の行使が完了する前に行使前倒し指示を行うことは想定しておりません。）。

当社は割当予定先のうち、EVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約（EVO FUND）を締結します。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

EVO FUNDは、本買取契約（EVO FUND）において定められる各回号の本新株予約権の全部コミット期間の初日（当日を含みます。）から、原則として20ヶ月の期間に、EVO FUNDが保有する各回号の本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット消滅事由（以下に定義します。）が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します（なお、コミット消滅事由のカウントに際しては、同一日において複数のコミット消滅事由が生じた場合であっても、1回とカウントします。）。EVO FUNDによるコミットには安定した市場環境が必要となりますが、コミット消滅事由が20回を超えて発生するようなケースでは、コミットを維持することは困難であるとの説明を受けております。「コミット消滅事由」とは、以下のいずれかに該当した場合をいいます。

(ア) いずれかの取引日の取引所における発行会社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある本新株予約権の下限行使価額（各発行要項第10項第(2)号において定義される。以下同じ。）の110%以下となった場合

(イ) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

(ウ) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合

(エ) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限のまま終了した場合

(オ) その他、EVO FUNDの事情に起因する場合を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合

なお、コミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正（コミット・イシュー型新株予約権）

コミット・イシュー型新株予約権の行使価額は、2023年12月18日に初回の修正がされ、以後3価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日（コミット・イシュー型）に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、EVO FUNDとの議論を行った上で、ディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は、いずれの回号のコミット・イシュー型新株予約権についても、当初36.5円としますが、第12回新株予約権及び第13回新株予約権については、いずれもその行使の開始時期が相当程度先となる見込みであることから、当該回号の本新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正される設計となっております（なお、かかる修正の効力が生じた際には、適時適切に開示いたします。）。当該下限行使価額の水準及び設計については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、EVO FUNDと当社間で議論し、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ設計となっていることとの関係上、資金調達の可能性を高めることを双方で考慮し、決定したものであります。

下限行使価額は、本新株予約権の各発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

③ 行使価額の修正（随時行使型新株予約権）

随時行使型新株予約権の行使価額は、2024年6月15日に初回の修正がされ、以後2026年6月15日、2028年6月15日及び2030年6月15日に、当該修正日（随時行使型）の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日（随時行使型）の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日（随時行使型）以降、当該修正日価額に修正されます。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。修正のタイミングについては、一定期間において行使価額を固定することを目的として、発行後6か月後に初回の修正がなされ、以後2年毎に修正がなされる設計としておりますが、コミット・イシュー型新株予約権と随時行使型新株予約権の行使価額修正日が組み合わされることで、6か月間に1回の頻度を超えて行使価額を修正されることになり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等と同等の効果が生じることから、MSCB等とみなして、MSCB等に関する規定が適用されることとなります。

下限行使価額は、当初36.5円としますが、行使が行われる期間が長期にわたることから、2025年12月18日に、当該日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額に修正される設計となっております（なお、かかる修正の効力が生じた際には、適時適切に開示いたします。）。下限行使価額の修正時点を2025年12月18日とすることを含む当該下限行使価額の水準及び設計については、随時行使型新株予約権の行使期間が7年間（2023年12月18日から2030年12月17日）、同時に発行されるコミット・イシュー型新株予約権の全部コミット期間が累計5年間（第11回新株予約権につき2023年12月18日から2025年8月19日、第12回新株予約権につき2025年8月18日から2027年4月19日、第13回新株予約権につき2027年4月20日から2028年12月19日）といずれも長期間に及び、コミット・イシュー型新株予約権の設計上、株価に下落圧力がかかる可能性があることから、発行後、相当期間が経過し、かつ、相当の行使期間を残した時点で、随時行使型新株予約権の下限行使価額を修正することにより、随時行使型新株予約権の行使の蓋然性、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(3)本スキームの特徴」、「(4)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先のうち、EVO FUNDから提案を受けた本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 今後の資金調達プランの確立

通常、新株予約権は近い将来に必要となる資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後5年間に渡る資金調達プランを確保することができ、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

② 資金調達コストの削減

複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

③ 確実性の高い資金調達

第11回新株予約権は原則として2025年8月18日までに、第12回新株予約権は原則として2027年4月19日までに、第13回新株予約権は原則として2028年12月19日までに、それぞれ全部行使（全部コミット）されます（対象となる当社普通株式の数は各回号につき18,240,000株）。第11回乃至第13回新株予約権の行使可能期間の末日はいずれも2030年12月17日となっておりますが、上記いずれの回号の本新株予約権についても、各回号の本新株予約権に係るコミット期間中にコミット消滅事由が20回を超えて発生する

という例外的な場合を除き、行使可能期間の末日よりも前に全て行使される可能性が高いと考えております。

④ 追加的な資金調達

コミット・イシュー型新株予約権に加えて、随時行使型新株予約権もあわせて発行することで、追加的な資金調達が可能となり、当社事業の柔軟な運営が可能となります。

⑤ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計92,120,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑥ 株価上昇時の調達額増額

コミット・イシュー型新株予約権については、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑦ 株価上昇時の行使促進効果

今回、本新株予約権の行使により発行を予定している92,120,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑧ 取得条項（随時行使型新株予約権）

随時行使型新株予約権には取得条項が付されており、当社の資金需要が後退した場合等において、取得条項を用いて取得することで、資金調達に係る柔軟性を確保することが可能な設計となっております。一方、コミット・イシュー型新株予約権については、一定期間中に全部行使をコミットされていること、資金調達の蓋然性を高める必要があることから、取得条項が付されておられません。

[デメリット]

① 株式価値の希薄化

メリットとして記載いたしましたとおり、本スキームにおいては、今後5年間に渡る資金調達プランを確保することができると期待していますが、その裏返しとして、株式の発行数量は大きくなり、その結果、希薄化の規模も大きくなります。

② 当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

③ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります（特に本スキームでは、発行から一定期間経過後に下限行使価額が修正されるため、当該修正時点で株価が現時点における株価よりも下落している場合、調達金額の減少幅が大きくなる可能性があります。）。また、コミット・イシュー型新株予約権についても、コミット条項が付されているものの、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先のうち、長澤氏については短期的に株式を売却する想定はありませんが、EVO FUNDについては、その当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDは本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、EVO FUNDによる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

また、コミット・イシュー型新株予約権は、3価格算定日ごとに行使価額が修正されるMSワラントであり、割当予定先であるEVO FUNDによって繰り返し行使・売却がなされることに伴って調達が進んでいくことが想定されています。そのため、コミット・イシュー型新株予約権の設計上、株価に下落圧力がかかる可能性があります。

⑤ 資金調達の不確実性（随時行使型新株予約権）

随時行使型新株予約権については、修正が頻繁に行われる設計となっておらず、その結果として、株価の推移によっては、コミット・イシュー型新株予約権と比べて、資金調達が順調に進捗しない可能性があります。

⑥ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

② 行使価額が固定された転換社債（CB）

通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明な一方、本スキームにおいては、行使コミット条項により割当予定先の本新株予約権の行使が約束されているため、蓋然性が高く、早いタイミングでの資本増強が期待されます。そのため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、適当でないと判断いたしました。

③ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規定に規定される上場基準を満たさないため、実施する事が出来ません。

⑥ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。また、当社はコミットメントラインを有しておらず、2024年3月期第2四半期末時点において借入残高はありませんが、継続企業の前提に関する注記が記載されている状況です。以上のことから、財務健全性や今後の借入余地と今回の資金使途とのバランスを勘案し、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

なお、本資金調達によりEVO FUNDに対して発行される本新株予約権の目的である株式73,420,000株に係る議決権の数は734,200個（第11回新株予約権：182,400個、第12回新株予約権：182,400個、第13回新株予約権：182,400個、第15回新株予約権：187,000個）であり、その結果、EVO FUNDは、当社の総議決権の数の最大55.19%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項及び会社法施行規則第55条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

EVO FUND (エボ ファンド)

c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

744,082 個

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数

734,200 個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2023年9月30日時点の総議決権数337,046個を基準とし、A種種類株式が全て普通株式に転換され、かつ第11回新株予約権乃至第15回新株予約権が全て行使されたと仮定した場合、1,348,145個になります。

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様へ不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の財務基盤の強化、事業拡大、及び収益向上を目的とするものために必要な資金を賄うものであり、やむを得ないと判断しております。

(f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査役の意見

当社監査役全員は、本資金調達が実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様へ不利益を与えることとなりますが、本資金調達が、当社の財務基盤の強化、事業拡大、及び収益向上を目的とするものために必要な資金を賄うものであり、やむを得ないと判断している旨の意見を口頭で表明しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	6,344,844,560円
本新株予約権の払込金額の総額	3,124,560円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	6,341,720,000円
発行諸費用の概算額	40,000,000円
差引手取概算額	6,304,844,560円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

第11回新株予約権の払込金額の総額	2,188,800円
第12回新株予約権の払込金額の総額	547,200円
第13回新株予約権の払込金額の総額	164,160円
第14回新株予約権の払込金額の総額	112,200円
第15回新株予約権の払込金額の総額	112,200円
第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	1,203,840,000円
第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	1,203,840,000円
第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	1,203,840,000円
第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	1,365,100,000円
第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	1,365,100,000円

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、下記2項目の資金使途を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計6,304百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① アサイーのアジアを中心とした海外事業展開関連費用	4,514百万円	2024年1月～ 2031年3月
② サステナブルマッチングプラットフォーム構築関連費用	1,790百万円	2024年4月～ 2031年3月
合計	6,304百万円	

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。なお、以下については、事業計画及び成長可能性に関する事項として、2023年11月末を目途に開示いたします。

① アサイーのアジアを中心とした海外事業展開関連費用

「2. 募集の目的及び理由」記載のとおり、2036年にアジア太平洋地域におけるアサイーの市場規模が10億米ドル（1,500億円）に成長すると予測されていること、及び、アサイーの世界市場規模は約12.5%の年平均成長率で成長すると予測されていることから、アジア太平洋地域におけるアサイーの市場規模は、2030年時点で5億米ドル（740億円）に到達すると想定しております。アジア市場に対して、すでに海外専門メーカーも参入を図っていますが、当社は、日本におけるアサイーの先駆者として、創業時の事業でもある多店舗展開による市場開発をすることで、海外市場において、その約5%となる約35億円のシェアを2031年3月期までに達成すべく、今回調達する資金のうち4,514百万円を充当する予定であります。

具体的には、アジア全域に原料・製品を供給するハブとなる生産拠点及び生産設備並びに倉庫の確保の費用に1,500百万円、アジアでの出店費用（300店を目標。フランチャイズ形式による出店を検討しながらも、出店先に応じて最適な方式となるよう柔軟に対応する予定です。）に1,000百万円並びにアジア向けの原材料の調達に304百万円を充当する予定であります。この計画は、昨今の円安市況やエネルギー高騰による値上げ要請、物流コストの上昇等の状況において、当社製品の利益率改善及び当社業績の拡大に寄与することを企図しております。また、アサイーの使用に関する知識の欠如は、アサイー市場の成長に重大な課題を引き起こす可能性があることから、当社は、進出するアジア地域において、アサイーの認知度向上に取り組み、需要拡大及び販売促進を実現したいと考えております。すなわち、消費者調査、メディア向け情報の発信、ニュースレター、ウェブやSNS等のデジタルでの発信、雑誌やテレビでの情報発信、イベントや展示会での情報発信により、アサイー等の認知及び周知を図り、プロモーションを実施することにより、アサイー等の需要の拡大及び販売促進を目指したいと考えており、かかる普及活動及びプロモーションに500百万円を充当する予定です。

また、当社は、これまでアサイーの市場開拓及び顧客拡大を図るため、機能性研究に取り組んでまいりましたが、今後もアサイーが持つ可能性を探求し、価値向上を促進させる研究を継続してまいります。アサイーの消費者への訴求及び販売促進の施策につなげるため、大学や研究機関を持つ事業体と共同で臨床研究等を進めてまいりたいと考えております。具体的には、これまでも取り組んでまいりましたアサイーの造血機能性につきましては、臨床試験のデザインを見直し、アサイーに含まれる物質のいずれが要因となっているのか原因物質の特定を図る予定であり、150百万円を充当する予定です。また、造血機能性のプロモーション、マーケティング活動に350百万円を充当する予定です。また、造血機能性のほかにも、トロント大学が独自に実施していた新型コロナウイルス（COVID-19）に対する抗炎症作用に加え、例えば、がん予防やアルツハイマー病の進行抑制の機能等、アサイーを含むアマゾンフルーツに関する新たな機能を探る研究、さらには、多様な消費者の嗜好に合わせるべく、アサイーを含むアマゾンフルーツをプラントベースフード（主に植物由来の原材料で、肉等の畜産物や魚等の水産物に似せて作った商品を行います。）に応用する研究も行うことを予定しており、150百万円を充当する予定です。かかる研究等によりアサイーを含むアマゾンフルーツに特定の症状に対する効能等が発見された場合には、それらを広く周知することが市場開拓及び顧客拡大につながると考えており、当該効能等のプロモーション、マーケティング活動に350百万円を充当する予定です。

上記計画を円滑に実行するためには、海外での事業にも対応可能な業務システムや物流システム等の再構築、海外に関する経験豊富な人材の獲得も必要と考えております。そこで、販売管理、在庫管理、組立管理（製造工程の管理）、購買管理、財務会計を総合的に処理する業務システムの更新、物流再構築（120百万円を充当予定）、人材確保（90百万円を充当予定）も平行して実行してまいります。なお、人材確保については、第10回新株予約権の資金使途として、人材獲得及び人材育成に関する費用100百万円を予定し、2023年10月末までに調達資金から95百万円を当該費用に充当しました。また、2023年6月に更新した事業計画（2022年3月期～2026年3月期）において、当該更新時点から将来にわたり、少なくとも3名増員して従業員数を30名とすることを計画しておりましたが、本日までに当該増員は完了しております。今回調達する資金は、更なる人員確保（2031年3月期までに59名とすることを予定）に充てることを想定しております。

② サステナブルマッチングプラットフォーム構築関連費用

「2. 募集の目的及び理由」記載のとおり、アグロフォレストリーを「ネイチャーポジティブ」と「CO₂削減」を両立させるソリューションと位置づけ、事業を通じて課題解決に向け貢献してまいります。その一環として、アグロフォレストリーで栽培された作物をはじめとした、サステナブル商材に特化して取引するサステナブルマッチングプラットフォームの開発を行う予定です。プラットフォーム内では、現状当社が取り扱っております約40品の商材だけでなく、プロモーションを行い他社にもプラットフォームで出店していただくことで、サステナブルに関連する他社の商材も取り揃えることを想定しており、最終的には「サステナブルに関連するものはここに来れば揃う」と認識されるプラットフォームとしていくことを目指しております。COP30が2025年12月にブラジルのパラ州の州都ベレンでの開催されることが決まり、アグロフォレストリーがサステナブルソーシングとして国際的に注目される可能性も高くなっている中で、民間企業として、サステナブルマッチングプラットフォームの構築及び稼働を実現させることで、海外においては2030年に7,294億ドル(約102兆円)に達する見通しとなっている海外エシカル食品市場において約500億円、国内においては2030年には2兆6,556億円〜6兆円に達する見通しとなっている国内サステナブルフード市場において約200億円の合計約700億円の取引高を2031年3月期までに達成することを目標とし、その取引高から得られるプラットフォーム利用料を収益としていきたいと考えており、今回調達する資金の一部を、サステナブルマッチングプラットフォームの立ち上げ及び運営に使用したいと考えております。プラットフォームの構築及び維持には200百万円を充当することを想定しております。

また、サステナブルマッチングプラットフォームでは、ブロックチェーンを利用し、ブロックチェーンのメリットであるトレーサビリティ(追跡可能性)を活かし、原料調達(生産者)からサプライヤー(製造)、エンドユーザー(消費者)までのサプライチェーン情報の記録を可能とする予定です。サステナブルマッチングプラットフォームは企業及び個人の両者が利用することを予定しており、上記のような機能により、アグロフォレストリーからの原料供給であることを証明し、CO₂削減量を明示、記録することにより、サステナブルマッチングプラットフォームで取引を行う企業・個人のSDGsへの取り組みを客観的に明らかにすることが可能となります。これに加え、ブロックチェーンの情報の不可逆性(非改ざん性)によって、食の安全性の担保に繋がるとも考えております。

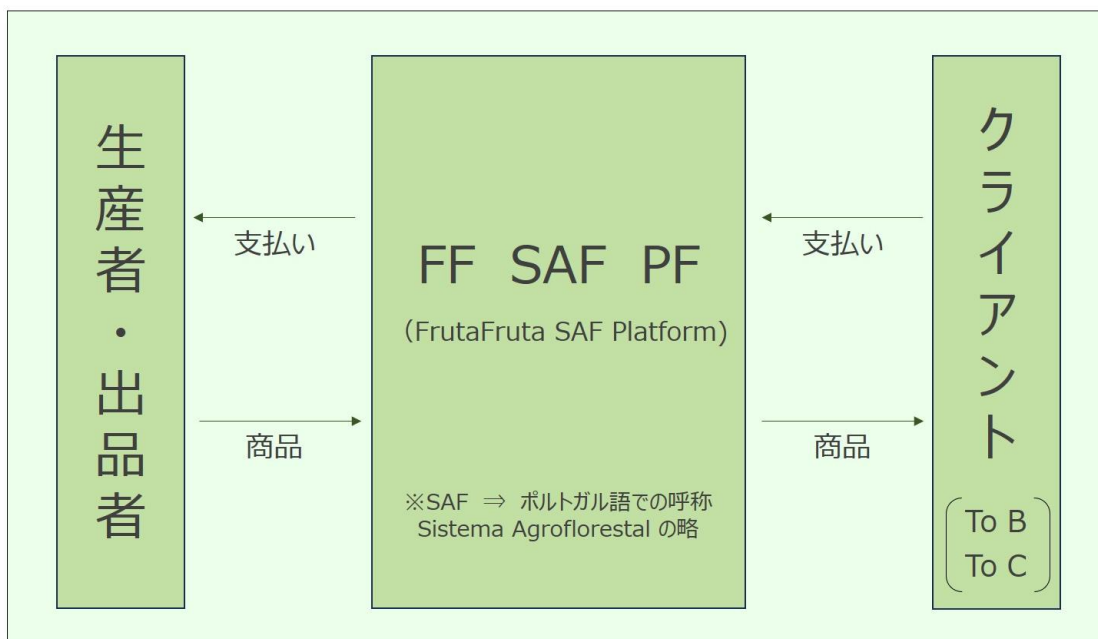
サステナブルマッチングプラットフォームでの活発な取引のためには、その性能だけではなく、プラットフォームを利用して作物等を販売する企業数を確保することが重要であるため、企業をプラットフォームへ誘致する活動が必要と考えられます。具体的には、市場におけるプラットフォームの認知度と影響力を高め、また、プラットフォームを利用してサステナブル商材を販売する企業と購入者の繋がりを強化するため、COP30その他のサステナビリティ関連イベントでのサステナブルマッチングプラットフォームのプロモーション活動に500百万円を充当することを想定しております。

また、当社は、プラットフォームを通じた取引が輸出入を伴う場合に関して、販売者及び購入者の輸入手続を代行し、円滑な取引をサポートしたいと考えており、貿易代行のノウハウを有する企業1社と、プラットフォーム稼働後5年以内を目途としてM&A・資本業務提携を行い、そのようなサポートの体制を備えたいと考えております。そこで、今回調達する資金のうち1,000百万円をかかるM&A・資本業務提携に充当することを考えております。なお、2020年8月18日の第10回新株予約権の発行決議時には、第10回新株予約権による調達金額から1,000百万円をM&A・資本業務提携に充当する予定としておりましたが、その後、2021年11月16日に資金使途の変更を行い、調達見込額の総額が減少したこと、アサイーの機能性価値の認知拡大を目的としたPR統合マーケティングの取り組みのため広告宣伝・販売促進費用の充当予定額を増額したこと、アサイー原材料仕入れへの充当予定額を増額したこと、経常取引増加に伴い運転資金を使途に追加したことから、M&A・資本業務提携を資金使途から削除いたしました。この点、第10回新株予約権によるM&A・資本業務提携は、当時の新型コロナウイルスの影響を考慮し、通信販売を強化することを目的としたものでしたが、現在、ポストコロナに移行していること、当社はプラットフォームを通じた事業の構築を企図していることから、第10回新株予約権により企図したM&A・資本業務提携とは異なり、当社の輸出入代行のサポート機能を強化することを目的としてM&A・資本業務提携を検討するものです。M&A・資本業務提携について、現時点

で進行している案件はなく、実施時期、候補企業、個別投資金額は定まっておきませんが、M&A・資本業務提携は案件発掘からクロージングまでの期間が短期となる傾向があります。実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、貴重な買収候補先・資本提携先を喪失し、また、資金調達の可否が不透明な状況で交渉することは条件面での譲歩が必要になる可能性があるものと認識しております。そこで、潜在的なM&A・資本業務提携の機会を逸さないためにも、あらかじめ資金を確保しておくことが必要と考えております。今後のM&A及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合等、進捗に伴い適切なタイミングで開示を行ってまいります。なお、M&A・資本業務提携投資の成立には不確実性が伴うため、上記判断基準に該当する有効な投資先が上記支出予定時期中に存在しない可能性があります。そのような場合、当該期間の経過後においてもM&A・資本業務提携投資に充当するかについては、事業環境や中長期の事業戦略を踏まえて総合的に判断の上決定し、適時にその旨を開示いたします。実際に投資する金額が上記金額を超える場合、また、本新株予約権の行使が十分に進んでおらず又は他の資金使途への充当状況により、投資に充当できる資金が確保できていなかった場合には、当社の企業価値向上と株主の皆様への利益に資するか否かを慎重に検討した上で、自己資金や銀行借入等その時点で適切と考える対応を検討及び実行する所存です。実際に投資する金額が上記金額を下回る場合、その残余额についてはアサイーを含むアマゾンフルーツに関する新たな機能を探る研究及び発見された効能等のプロモーション、マーケティング活動に使用する予定です。

また、プラットフォーム確立のためにAIやIoT、ビッグデータ等の先端IT技術を扱えるITデジタル人材の採用及び人材育成への投資も不可欠であると考えています。さらに、前述の事業モデルを推進する企業として、地球環境問題の解決、持続可能な社会の実現に向け、将来を切り開く環境人材の獲得・育成も不可欠であると考えており、90百万円を充当し、人材確保も平行して実行してまいります。

○サステナブルマッチングプラットフォーム概要図



(注) 1. 上記資金使途は、2031年3月までの資金使途の内訳を記載したものです。株価や出来高等によっては本資金調達の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。

このように本資金調達によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

3. 当社は、海外市場への取り組み及びアグロフォレストリーGX戦略を含む事業計画（2022年3月期～2026年3月期）を策定し、事業の補強を図っておりますが、中長期的に更なる事業の拡大、成長を図るため、本新株予約権により調達する資金により、海外市場への取り組み及びアグロフォレスト

リーGX戦略を強化したいと考えております。しかしながら、本新株予約権の行使時期は予め決まっておらず、今回の調達資金を用いた海外市場への取り組み及びアグロフォレストリーGX戦略の強化は、2030年12月までの行使期間にわたる本新株予約権の行使状況に影響を受けます。また、本新株予約権は、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する又は下回る場合があります。そのため、金額及び使途については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点での状況に応じて変更される場合があります。①アサイーのアジアを中心とした海外事業展開関連費用及び②サステナブルマッチングプラットフォーム構築関連費用の使途について優先順位はなく、本新株予約権の行使がなされた時点で支出時期の早いものより充当する予定であります。

4. 第10回新株予約権（行使価額修正条項付）において1,683百万円の資金調達を達成し、2023年10月末までに1,628百万円を充当いたしました。本新株予約権の支出予定時期に、第10回新株予約権の調達資金の未充当額が残っていた場合において、資金使途が重複する場合、第10回新株予約権の調達資金を優先して充当する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通りに充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定を図る方針であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本 顕三）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する本新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第11回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の12円、第12回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3円、第13回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.9円、第14回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.6円、第15回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.6円としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額、並びにコミット・イシュー型新株予約権に関する行使価額の

修正におけるディスカウント率 10%は、割当予定先との協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、現状の当社の状況に鑑みれば、資金調達手法や資金調達の相手方にも一定の限定があり、ある程度受け入れざるを得ない部分もあり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから（なお、本日決算発表を行っておりますが、当該発表内容については概ね従来の予測に沿ったものとなっております、投資家にとってサプライズとなる内容ではないことから、当社株価に大きな影響を及ぼすものではないと考えており、当該決算発表を織り込むための期間は設けておりません。）、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち2名が会社法上の社外監査役）からは、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・ 払込金額の算定にあたり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること

当社取締役であるマイケル・ラーチ氏は、第11回新株予約権乃至第13回新株予約権及び第15回新株予約権に関して特別の利害関係があるため、当社取締役会における当該発行決議には参加していません。また、当社代表取締役である長澤誠氏は、第14回新株予約権に関して特別の利害関係があるため、当社取締役会における当該発行決議には参加していません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 92,120,000 株（議決権数 921,200 個）は、2023年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数 33,709,629 株及び議決権数 337,046 個を分母とする希薄化率としては 273.28%（議決権ベースの希薄化率は 273.32%）に相当します。

したがって、希薄化率が 25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6ヶ月間の一日当たりの平均出来高 588,379 株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数 92,120,000 株（潜在株式を含む。）及び A 種種類株式（但し、短期的な売却を行うことが想定されない長澤氏保有分は除く。）の転換によって交付される当社普通株式 988,160 株の合計 93,108,160 株の約 0.63%程度であります。

本資金調達は、大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様に不利益を与えることとなりますが、当社は、海外市場への取り組み及びアグロフォレストリーGX 戦略を強化して事業拡大及び収益向上を実現するためには現時点で今回の資金調達を行う必要があり、やむを得ないと判断しております。

また、割当予定先のうち、EVO FUND の保有方針は、後述の通り純投資とのことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。EVO FUND が当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

<EVO FUND>

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006年12月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) 純資産：約68百万米ドル 払込資本金：1米ドル	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上 場 会 社 と 当 該 フ ェ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	普通株式 60株 A種種類株式 256株 社債 300,000千円
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	EVO FUNDの代表取締役であるマイケル・ラーチは当社の取締役であります。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2023年7月31日現在におけるものです。但し、「(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係 当社と当該ファンドとの間の関係」の情報は、2023年9月30日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（以下「EJS」といいます。）により紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町一丁目19番1号、代表取締役：高橋 新治）にEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2023年10月13日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、EVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

<長澤 誠>

(a) 氏名	長澤 誠
(b) 住所	神奈川県逗子市
(c) 職業の内容	会社役員
(d) 上場会社と当該個人との間の関係	
資本関係	A 種種類株式 2,073 株
人的関係	当社の代表取締役社長執行役員 CEO であります。
取引関係	該当ありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2023 年 9 月 30 日現在におけるものです。

※当社は、長澤氏との間で締結する本買取契約（長澤氏）において、同氏から、同氏が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、同氏について、反社会的勢力であるか否か、又は反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 TMR（東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番 1 号、代表取締役：高橋 新治）に調査を依頼し、2023 年 10 月 13 日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、同氏が反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、同氏が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、EJS から 2023 年 9 月に本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の今後の資金需要を相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUND についても当社内にて協議・検討しましたが、豊富な投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。また、長澤氏への割当てについては、EVO FUND から、その投資に際して、今般の資金調達計画が長期に及ぶこともあり、EVO FUND としても長澤氏による経営へのコミットメントが引続き確保されることが好ましい、ということで、EVO FUND から提案を受けたものになります。かかる提案を受けて長澤氏への割当について、同様に社内にて検討致しましたが、当社代表取締役として当社の置かれた事業環境及び財務状況等を最も良く理解しており、今後も引き続き当社経営を遂行し、当社の中長期的な企業価値向上に対するコミットメントを示すという観点、当社の資金調達において今後長期間にわたりパートナーとなる EVO FUND もかかるコミットメントを望んでいること、及び長澤氏も引受意向を有していたため、割当予定先として選定しました。なお、長澤氏に対して割当を予定している第 14 回新株予約権は、行使価額のディスカウントがない新株予約権であり、かつ、その修正頻度も限られることから、当該第 14 回新株予約権のみを引き受けてくれる適切な投資家を見つけるのは容易ではないと認識しており、この点も長澤氏への割当てを決定する際の判断材料となっております。その結果、本スキームの採用並びに EVO FUND 及び長澤氏を割当予定先とすることを決定いたしました。

EVO FUND の関連会社である EJS が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジ業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100% 子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① EVO FUND

EVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨、EVO FUNDの真の保有株式数を不明確にするような取引（例えば、本新株予約権の行使期間中において金融機関や機関投資家とのスワップ取引等を行う行為）を行わない旨、及び本新株予約権をプライム・ブローカー等の金融機関に対して譲渡する予定はない旨を、マイケル・ラーチ氏から口頭にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、下記の内容を含む本買取契約（EVO FUND）を締結します。

- (ア) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を行わせないこと。
- (イ) EVO FUNDは、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (ウ) EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

② 長澤氏

本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、当社と長澤氏との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。長澤氏は今後も引き続き代表取締役社長執行役員CEOとして当社の将来的な企業価値の向上に向けて経営を遂行することを確認しており、中長期で保有する方針であると口頭で確認しております。

また、当社と長澤氏は、下記の内容を含む本買取契約（長澤氏）を締結します。

- (ア) 当社は、制限超過行使を行わせないこと。
- (イ) 長澤氏は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (ウ) 長澤氏は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① EVO FUND

EVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2023年9月29日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記「(5)株券貸借に関する契約」に記載の株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、EVO FUNDは本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、

行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

② 長澤氏

当社は、長澤氏の2023年10月16日時点の預金の残高証明書を受領しており、同氏に割り当てられる本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。また、本新株予約権の行使に伴う払込金額相当分の払込みについては、預金又は金融機関を含む第三者からの借入等を用いて、本新株予約権の行使をする予定であると確認しております。なお、借入を行う場合に、本新株予約権を行使して取得した株式を担保に入れるか否かは、貸主との交渉等によるため、現時点では未定とのことです。このように、長澤氏は本新株予約権の行使に必要な資金を調達する予定ですが、長澤氏による当該資金調達の進捗によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である長澤氏は、その保有する当社普通株式について、EVO FUNDへの貸株を行う予定です（契約期間：2023年11月13日～2030年12月30日、貸借株数：323,600株、貸借料：年率2.5%、担保：一定額の現金が担保として差し入れられます。）。

EVO FUNDは、本新株予約権に関するヘッジ以外の空売りを目的として当社普通株式の貸株は使用しない旨、貸主との貸株契約書において定めております。

なお、長澤氏は、本新株予約権の行使に関連して、借株及び空売りを予定していないとのことです。

(6) その他

① ロックアップについて

本買取契約（EVO FUND）において、EVO FUNDとの間で下記の内容が合意される予定です。

当社は、EVO FUND又はEJSによる事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約（EVO FUND）の締結日に始まり本新株予約権（第11回新株予約権乃至第13回新株予約権及び第15回新株予約権をいう。以下本(6)において同じ。）が残存している間において、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデット・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は発行会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせない。但し、上記の制限は、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社がEVO FUND又はその関係会社を相手方として上記行為を行う場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されない。

② 先買権について

本買取契約（EVO FUND）において、下記の内容が合意される予定です。

当社は、本買取契約（EVO FUND）の締結日に始まり本新株予約権が残存している間において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。

- (ア) 当社はEJSに対し、追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の3週間前までに、その予定に係る主要な条件・内容を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- (イ) EVO FUNDは、EJSを通じて本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引き受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を当

社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引き受けることができる。

- (ウ) 当社は、上記(イ)に従った応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、本通知書に記載された引受予定先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。当該本追加新株式発行等が①に定めるEVO FUND又はEJSの承諾を要するものである場合には、当該決議に先立ちEVO FUND又はEJSの書面による承諾を要する。
- (エ) 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。
- (オ) 前各号の定めは、次の各号の場合には適用されないものとする。
 - (a) 当社の役職員若しくはコンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は普通株式を発行若しくは交付する場合（ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本買取契約（EVO FUND）締結時点における発行会社の発行済株式総数の5%未満である場合。
 - (b) 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本買取契約（EVO FUND）の締結日時点で既発行の株式（種類株式等で普通株式への転換請求権等を付与されているものを含む。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。
 - (c) 上記の他、当社とEJSが別途上記の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

8. 大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（2023年9月30日現在）		募集後	
楽天証券株式会社	8.29%	長澤 誠	14.86%
株式会社 SBI 証券	3.13%	楽天証券株式会社	2.22%
松岡 修司	2.97%	株式会社 SBI 証券	0.84%
山本 宏光	1.10%	松岡 修司	0.79%
au カブコム証券株式会社	1.00%	山本 宏光	0.29%
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT (常任代理人 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社)	0.83%	au カブコム証券株式会社	0.27%
株式会社 REVOLUTION	0.82%	SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT	0.22%
GMO クリック証券株式会社	0.77%	株式会社 REVOLUTION	0.22%
日本証券金融株式会社	0.75%	GMO クリック証券株式会社	0.21%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.74%	日本証券金融株式会社	0.20%

(2) A種種類株式

募集前（2023年9月30日現在）		募集後	
長澤 誠	89.01%	同左	
EVO FUND	10.99%		

- (注) 1. 大株主及び持株比率は、2023年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の大株主及び持株比率は、本新株予約権が全て行使された場合の大株主及び持株比率です。もともと、EVO FUNDの本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことでした。したがって、EVO FUNDによる本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、同社に係る割当後の持株比率の記載はしていません。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載の通り、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により変動します。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、希薄化率が 25%以上であることから、取引所の定める有価証券上場規程に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、2023年12月14日開催予定の本株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高 (千円)	692,354	780,172	804,885
営業損失 (△) (千円)	△249,260	△330,833	△312,012
経常損失 (△) (千円)	△277,128	△320,867	△307,346
当期純損失 (△) (千円)	△287,197	△322,020	△308,296
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△29.35	△16.26	△10.41
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	96.52	49.46	29.34

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 33,709,629株	100%
	A種種類株式 2,329株	—
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	A種種類株式 8,989,940株	26.67%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 1. A種種類株式は議決権を有しないため、発行済普通株式数に対する比率は記載しておりません。

(注) 2. A種種類株式の転換価額は50円で仮定しています。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始 値	181 円	262 円	118 円
高 値	906 円	326 円	123 円
安 値	119 円	63 円	70 円
終 値	262 円	116 円	73 円

(注) 各株価は、2022年4月4日より取引所（グロース市場）におけるものであり、それ以前は取引所（マザーズ市場）におけるものであります。

② 最近6ヶ月間の状況

	2023年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	74 円	101 円	79 円	75 円	75 円	72 円
高 値	104 円	106 円	87 円	78 円	77 円	74 円
安 値	72 円	75 円	73 円	73 円	65 円	72 円
終 値	104 円	80 円	75 円	75 円	72 円	73 円

(注) 2023年11月の状況につきましては、2023年11月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年11月10日
始 値	73 円
高 値	74 円
安 値	72 円
終 値	73 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(注) 1. 当社は、2020年3月17日を払込期日としてA種種類株式を第三者割当により発行し、また同日を割当日としてA種種類株式を目的とする第8回及び第9回新株予約権を第三者割当により発行しました。当初、A種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権は含まれておりませんでした。当社は、2021年8月13日、A種種類株式について、普通株式を対価とする取得請求権を追加し、優先配当権及び金銭を対価とする取得請求権並びに譲渡制限の定めを削除する等の変更を行うとともに、第8回及び第9回新株予約権の買取り及び消却を行いました。同日時点において、A種種類株式の全部である6,799株をEVO FUNDが有しておりましたが、2022年4月28日にEVO FUNDから長澤氏に対して2,073株、Next Phase Superfoods, LLCに対して259株のA種種類株式を譲渡されました。2023年10月末までの間に、A種種類株式のうち4,470株（EVO FUND 4,211株、Next Phase Superfoods, LLC 259株）が行使され、当該行使に伴い普通株式17,254,200株が交付されております。

2. 当社は、2020年9月4日を割当日として第10回新株予約権（行使価額修正条項付）を第三者割当により発行し、2023年10月6日に行使期間が終了しており、当該発行により1,683百万円を調達しました（2021年11月16日の資金使途の変更後の調達予定金額1,885百万円を202百万円下回りました。）。当社は、2023年10月末までに、調達した1,683百万円のうち1,628百万円を、第10回新株予約権の各資金使途（2021年11月16日の資金使途の変更後）に以下の通り充当しました。

資金使途	充当額（百万円）
① 金融機関からの借入金返済資金	918
② アサイー原材料の仕入れ(アサイー他・商品)	217
③ アサイー造血機能性の臨床研究等の実施	30
④ 運転資金(経常取引増加に対応)	100
⑤ 人材獲得及び人材育成に関する費用	95
⑥ 広告宣伝費用、販売促進費用及び営業支援費用等	258
⑦ 業務効率化費用(基幹システム再構築、リモートワーク導入、本社移転)	10

12. 発行要項
別紙参照

II. 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2023年12月14日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会並びにA種種類株式に係る種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

当社の定款第6条に定める発行可能株式総数は6,066万4,112株であり、2023年9月30日現在の当社発行済株式総数は3,371万1,958株となっております。上記I.「第11回乃至第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行（コミット・イシュー・プログラム）並びに第14回及び第15回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載の第11回新株予約権乃至第15回新株予約権の発行による増資、並びに調達した資金を用いた事業拡大及び収益向上を実現すべく、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

改定前	改定後
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,066万4,112株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>6,066万4,112株</u> A種種類株式 584万8,887株	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億3,484万7,832株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>1億3,484万7,832株</u> A種種類株式 584万8,887株
第7条～第39条（条文省略）	第7条～第39条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会	2023年12月14日（予定）
定款変更のための普通株主による種類株主総会	2023年12月14日（予定）
定款変更のためのA種種類株式に係る種類株主総会	2023年12月14日（予定）
定款変更の効力発生	2023年12月14日（予定）

以上

株式会社フルッタフルッタ第 11 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第 11 回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,188,800 円
3. 申込期日 2023 年 12 月 15 日
4. 割当日及び払込期日 2023 年 12 月 15 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 18,240,000 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株 (以下「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 182,400 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 12 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、当初、66 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2023 年 12 月 18 日に初回の修正がされ、以後 3 価格算定日 (以下に定義する。) が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」という。) において売買立会が行われる日 (以下「取引日」という。) であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日 (当日を含む。) から起算して 3 価格算定日目の日の翌取引日 (以下「修正日」という。) に、修正日に先立つ 3 連続価格算定日 (以下「価格算定期間」という。) の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 90% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額 (以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額 (以下に定義する。) を下回る場合、下限行使価額とする。) に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 36.5 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第12回新株予約権乃至第15回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を切り上げる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 新株予約権の取得事由
該当事項なし。
 15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 東京証券代行株式会社 本店
20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 12 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
24. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
25. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員 CEO に一任する。

株式会社フルッタフルッタ第12回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第12回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金547,200円
3. 申込期日 2023年12月15日
4. 割当日及び払込期日 2023年12月15日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は18,240,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 182,400個
8. 各本新株予約権の払込金額 1個当たり金3円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、66円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2023年12月18日に初回の修正がされ、以後3価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、第22項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して3価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ3連続価格算定日(以下「価格算定期間」という。)の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初36.5円とし、本新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正される。また、下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

る。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を切り上げる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 新株予約権の取得事由
該当事項なし。
 15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 東京証券代行株式会社 本店
20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 3 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
24. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
25. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員 CEO に一任する。

株式会社フルッタフルッタ第13回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第13回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金164,160円
3. 申込期日 2023年12月15日
4. 割当日及び払込期日 2023年12月15日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は18,240,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 182,400個
8. 各本新株予約権の払込金額 1個当たり金0.9円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、66円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2023年12月18日に初回の修正がされ、以後3価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、第22項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して3価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ3連続価格算定日(以下「価格算定期間」という。)の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初36.5円とし、本新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正される。また、下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第11回新株予約権、第12回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

る。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を切り上げる。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 新株予約権の取得事由
該当事項なし。
 15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 東京証券代行株式会社 本店
20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 0.9 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
24. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
25. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員 CEO に一任する。

**株式会社フルッタフルッタ第14回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第14回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金112,200円
3. 申込期日 2023年12月15日
4. 割当日及び払込期日 2023年12月15日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を長澤誠氏に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は18,700,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 187,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 1個当たり金0.6円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、73円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2024年6月15日に初回の修正がされ、以後2026年6月15日、2028年6月15日、2030年6月15日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)に、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に修正される。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、当該修正日価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初36.5円とし、2025年12月18日に、当該日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正される。また、下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第11回新株予約権乃至第14回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとど

まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 1円未満の端数を切り上げる。

② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の1ヶ月以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり0.6円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 東京証券代行株式会社 本店

20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 0.6 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらないものとする。）

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員 CEO に一任する。

**株式会社フルッタフルッタ第15回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第15回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金112,200円
3. 申込期日 2023年12月15日
4. 割当日及び払込期日 2023年12月15日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は18,700,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 187,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 1個当たり金0.6円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、73円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、2024年6月15日に初回の修正がされ、以後2026年6月15日、2028年6月15日、2030年6月15日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)に、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額に修正される。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、当該修正日価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初36.5円とし、2025年12月18日に、当該日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正される。また、下限行使価額は第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第11回新株予約権乃至第14回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとど

まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 1円未満の端数を切り上げる。

② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年12月18日（当日を含む。）から2030年12月17日（当日を含む。）までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の1ヶ月以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり0.6円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、

本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 東京証券代行株式会社 本店

20. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 0.6 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）

(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらないものとする。）

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

25. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員 CEO に一任する。

以上